

キャンプ場での「たき火」について

(1) 「たき火」の禁止基準

○林野火災警報発令時【林野火災の予防上危険な状況になった際】

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

※参考

○林野火災注意報・警報の発令基準【各市町・消防組合等が発令する】

(2) 注意報及び警報発令時の規制について

各市町・消防組合の火災予防条例の規定により下記の「火の使用の制限」について、注意報では「努力義務」、警報では「義務」が課せられます。

(一部抜粋)

③屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

⑥残火(たばこの吸殻を含む。), 取灰又は火粉を始末すること。

(3) 林野火災注意報・警報発令時、「火の使用の制限」に従わなかった場合

「林野火災注意報」は、警報発令の前段階に位置付けられ、罰則の伴わない努力義務を課すものです。

「林野火災警報」は、「火の使用の制限」について義務を課すもので、違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

(4) 林野火災注意報・警報発令状況の周知、広報

林野火災注意報・警報が発令された場合は、防災行政無線等により、周知、広報を行います。【各市町・消防組合において】

(5) その他

注意報・警報の発令についての問い合わせについては、気象状況等により変わる可能性があります。ご理解の程よろしくお願ひいたします。

※各市町のホームページまたは、消防組合のホームページをご確認ください。